

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 24 日 提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

理 由

国家公務員及び近隣他都市の公務員の給与その他の事情を考慮して、一般職の職員の給与の改定等を行う必要があるため。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和４年伊丹市条例第　　号）

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　一般職の職員の給与に関する条例（昭和３２年条例第４３８号）の一部を次のように改正する。

第２２条第２項中「１００分の１２７．５」を「１００分の１２０」に改め、同条第３項中「１００分の１２７．５」を「１００分の１２０」に、「１００分の７２．５」を「１００分の６７．５」に改める。

（議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第２条　議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和３１年条例第３９０号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「１００分の１６７．５」を「１００分の１６２．５」に改める。

（市長等の給与に関する条例の一部改正）

第３条　市長等の給与に関する条例（昭和３１年条例第３８９号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項中「１００分の１６７．５」を「１００分の１６２．５」に改める。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（令和４年６月に支給する期末手当に関する特例措置）

２　令和４年６月に支給する期末手当の額は、第１条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第２２条第２項及び第３項（伊丹市公営企業の管理者の給与に関する条例（昭和４６年伊丹市条例第２７号）第２条第２項の規定によりその例による場合を含む。）、第２条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第４条第２項、第３条の規定による改正後の市長等の給与に関する条例第３条第２項の規定（常勤

の監査委員の給与に関する条例（昭和31年条例第399号）第3条の規定及び教育長の給与等に関する条例（昭和31年条例第392号）第3条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び職員の育児休業等に関する条例（平成4年伊丹市条例第1号）第7条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職した日）における次の各号に掲げる区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、令和4年6月の期末手当は支給しない。

(1) 再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 127.5分の15

(2) 再任用職員 72.5分の10

(3) 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第4条の適用を受ける者 167.5分の10

(4) 市長等の給与に関する条例第3条の適用を受ける者 167.5分の10

（委任）

3 この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。